

# 平成17年10月から 介護保険施設などの利用料が変わります



これまで施設入所の方は居住費と食費は介護保険で給付されていましたが、在宅の方は、居住費と食費を自己負担していました。今回、見直しがされ、どこでサービスを受けても負担と給付が公平になるように、施設入所の方も在宅の方と同様に自己負担していただくことになりました。

対象となる施設および見直しにより自己負担となる費用

・介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)……………	居住費、食費
・ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)……………	滞在費、食費
・通所介護、通所リハビリテーション……………	食費

居住費(ショートステイの場合は滞在費)=施設の室料+光熱水費相当(具体的な金額は各施設で設定されます)ただし、多床室(相部屋)の場合は、光熱水費相当  
食費=食材料費+調理費相当(具体的な金額は各施設で設定されます)

所得の低い人は軽減されます

所得の低い人は施設利用が困難にならないよう、所得の段階(利用者負担段階)に応じた自己負担限度額(図1)が設定されます。限度額を超えた分は介護保険から「特定入所者介護サービス費」として給付されます。なお、「特定入所者介護サービス費」の軽減を受けるには市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

図1:自己負担限度額(日額)

対象者	区分	1日当りの居住費(滞在費)				1日当りの食費
		多床室	従来型個室		ユニット型個室	
			特養等	老建・療養等		
生活保護受給者	利用者負担第1段階	0円	320円	490円	820円	300円
非課税者 世帯全員が市町村民税	老齢福祉年金受給者	320円	420円	490円	820円	390円
	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方					
	利用者負担第2段階 利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	320円	820円	1,310円	1,640円	650円

は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。  
は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

平成17年10月から利用者負担の上限額が一部変わります

高額介護サービス費は、世帯の月々の介護サービスの利用者負担額合計が、所得に応じた利用者負担上限額を超えた場合に、その超えた分が後から高額介護サービス費として支給されます。10月から次のように一部変更になります。

利用者負担段階区分	利用者負担上限
一般世帯(下記の区分に該当しない方)	世帯 37,200円
市町村民税世帯非課税(利用者負担第3段階)	世帯 24,600円
課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下の方 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
生活保護の受給者	個人 15,000円
負担上限を15,000円への減額により生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

← 10月利用分から適用

上限額の段階区分は、利用月の初日における利用者の世帯員の課税状況などにより判断されます。  
問い合わせ先 市役所社会福祉課 介護保険係 ☎63-5113